

富岡町議会全員協議会日程

日 時：令和5年8月9日

時 間：午前9時00分

富岡町役場 全員協議会室

開 議 午前9時00分

出席議員（10名）

議長	高橋 実君	1番	堀本 典明君
2番	佐藤 敦宏君	3番	佐藤 啓憲君
4番	渡辺 正道君	5番	高野 匠美君
6番	遠藤 一善君	7番	安藤 正純君
8番	宇佐神 幸一君	9番	渡辺 三男君

欠席議員（なし）

説明のための出席者

町長	山本 育男君
副町長	高野 剛君
副町長	竹原 信也君
教育長	岩崎 秀一君
総務課長	志賀 智秀君
企画課長	杉本 良君
住民課長	猪狩 力君
生活環境課長	遠藤 博生君
産業振興課長	原田 徳仁君
都市整備課長	大森 研一君
企画課課長補佐	畠山 信也君
住民生活支援係長	大和田 侑希君

職務のための出席者

参議会事務局長	小林元一
議会事務局主任 兼庶務係長	杉本亜季
議会庶務係主事	高橋優斗

説明のため出席した者

＜内閣府＞

内閣府原子力災害現地対策本部副本部長	師田晃彦君
内閣府原子力災害現地対策本部総括班長	樋本諭君
内閣府原子力災害対策本部者ム官原子力被災者ム官生活支援チ一官参事官	桝口豊君
内閣府原子力災害対策本部者ム官原子力被災者ム官生活支援チ一官企画官	今泉亮君

＜復興庁＞

復興庁原子力災害復興補佐官参事官	田辺隆之君
------------------	-------

＜環境省 福島地方環境事務所＞

環境省福島地方環境事務所長	閔谷毅史君
環境省福島地方環境事務所次長	成田浩司君
環境省福島地方環境事務所環境再生・廃棄物対策部環境再生課課長	中村祥君
環境省福島地方環境事務所環境再生・廃棄物対策部環境再生課専門官	丸之内美恵子君

環境省福島地方
環境事務所環境
再生・廃棄物
対策部仮置場
対策課課長

野 口 淳一郎 君

環境省福島地方
環境事務所環境
再生・廃棄物
対策部仮置場
対策課専門官

太 田 熱 君

環境省福島地方
環境事務所
県中・県南支所
富岡分室支所長

井 原 和 彦 君

付議事件

1. 除染解体工事及び仮置場原状回復の状況について
2. 帰還困難区域の再生に向けた取組について
3. その他

その他

開 会 (午前 9時00分)

○議長（高橋 実君） おはようございます。ただいまより富岡町議会全員協議会を開会いたします。

ただいまの出席議員は全員であります。説明のための出席者は、お手元に配付したとおり、内閣府原子力災害現地対策本部、師田副本部長をはじめ、環境省福島地方環境事務所、関谷所長及び各関係担当者の皆さん並びに町長、両副町長、教育長、そのほか関係課長であります。職務のための出席者は、議会事務局職員であります。

付議事件に入る前に、町長より全員協議会招集内容の説明とご挨拶をいただきたいと思います。

町長。

○町長（山本育男君） 皆さん、おはようございます。議員の皆さんには、お忙しいところ全員協議会にご出席いただき、誠にありがとうございます。

また、内閣府原子力災害現地対策本部の師田副本部長、環境省福島地方環境事務所の関谷所長をはじめ、関係機関の皆さんにもご多忙の中ご出席をいただき、厚く御礼を申し上げます。

本日の全員協議会では、環境省から除染解体工事及び仮置場原状回復の状況についてを、町から帰還困難区域の再生に向けた取組についてをそれぞれ説明させていただきます。帰還困難区域のうち拠点区域外につきましては、令和3年8月に特定復興再生拠点区域外への帰還・居住に向けた避難指示解除に関する考え方の方針が示され、本年6月に特定帰還居住区域制度の創設を含めた福島復興再生特別措置法の一部を改正する法律が公布、施行されたところであります。現在小良ヶ浜地区及び深谷地区におきましては、特定復興再生拠点区域の点拠点、線拠点の外縁除染が実施されており、まずは本年11月までを目途として点・線拠点の避難指示解除を確実なものとし、復興再生への突破口としてまいりたいと考えております。今後、地域住民の皆さん的生活圏を踏まえた集落内の面的な除染を求めるながら、帰還を希望される皆さんが安心してお戻りになれるよう、小良ヶ浜地区及び深谷地区の一日も早い避難指示解除に向け、国との協議を進めてまいります。

本日は、環境省より主に点拠点、線拠点及び外縁除染の進捗や仮置場原状回復の状況などを説明いただいた後、点拠点及び線拠点の避難指示解除がなされた場合のその後の当該地域の姿と、今月下旬に予定しております地域の皆さんとの意見交換会の開催について説明しますので、議員各位の忌憚のないご意見を賜りますようお願いを申し上げまして、挨拶とさせていただきます。どうぞよろしくお願いいたします。

○議長（高橋 実君） ありがとうございました。

次に、内閣府の師田副本部長、環境省の関谷所長からそれぞれご挨拶をいただきたいと思います。なお、発言はお手元のマイクのボタンを押してからお願いします。初めに、師田副本部長よりお願いします。

師田副本部長。

○内閣府原子力災害現地対策本部副本部長（師田晃彦君） 内閣府原子力災害現地対策本部、師田で

ございます。

東日本大震災及び東京電力福島第一原子力発電所の事故から12年以上経過してもなお、いまだに避難生活が継続し、多大なるご不便をおかけしております。改めておわびを申し上げます。

さて、富岡町の特定復興再生拠点区域の面的・部分の避難指示解除がなされた4月1日から約4か月経過いたしました。現在は、特定復興再生拠点区域の残る線拠点、点拠点の部分の避難指示解除に向けて、除染解体等の取組を進めているところでございます。本日は、その進捗状況についてご説明をさせていただきます。

また、特定復興再生拠点区域外につきましては、前回の全員協議会でもお話しさせていただきましたとおり、今般の通常国会で福島復興再生特別措置法の一部を改正する法律が6月に成立、施行されております。また、先月7月末には、この改正法に基づきます福島復興再生基本方針が閣議決定をされたということもありまして、本法律の実施に向けて着実に我々も準備を進めているところでございます。国としましても、富岡町の復興と再生に向けて全力を挙げて取り組んでまいりますので、引き続きのご指導、ご協力よろしくお願ひいたします。本日はどうぞよろしくお願ひいたします。

○議長（高橋 実君） ありがとうございました。

次に、関谷所長よりお願ひします。

関谷所長。

○環境省福島地方環境事務所所長（関谷毅史君） 環境省の福島事務所長をしております関谷でございます。

皆様、本日も貴重なお時間をいただきましてありがとうございます。震災以来12年余り、環境再生の取組もまだ道半ばでございます。皆様方におかれましては多大なるご迷惑、ご不便をおかけをしておりますこと、私からも改めておわびを申し上げます。

引き続きやっております環境再生の取組、目下の課題といたしましては、復興再生拠点の中の線拠点、点拠点及びその外縁につきましての除染、そして家屋解体でございます。今日は、その進捗状況につきまして、この後つぶさに今後の見通しも含めてご説明をさせていただきたいと思っております。またあわせて、4月に解除されました面拠点の中の仮置場につきましては、現在原状回復に向けた工事を進めさせていただいておりますので、そちらの状況につきましても併せてご説明をさせていただき、また今後の工事に向けて様々なご指摘、ご示唆をいただければ大変幸いに存じます。本日はどうぞよろしくお願ひいたします。

○議長（高橋 実君） ありがとうございました。

次に、各自名簿順に所属と名前のみの自己紹介をお願いいたします。

先に内閣府、復興庁、環境省の順でお願いいたします。

樋本さん。

○内閣府原子力災害現地対策本部総括班長（樋本 諭君） ありがとうございます。内閣府の原子力

災害現地対策本部の総括班長として7月4日付で参りました樋本でございます。黒田の後任になります。よろしくお願ひをいたします。

私としましても、富岡町の復興と再生に向けて全力を挙げて取り組んでまいりたいと考えてございます。改めまして皆様方のご指導、ご協力のほどよろしくお願ひいたします。本日はどうぞよろしくお願ひいたします。

○議長（高橋 実君） 内閣府、榎口さん。

○内閣府原子力被災者生活支援チーム参事官（榎口 豊君） 内閣府の支援チームの榎口です。7月4日に赴任をいたしました。復興に向けて頑張っていきます。どうぞよろしくお願ひいたします。

○議長（高橋 実君） 今泉さん。

○内閣府原子力被災者生活支援チーム企画官（今泉 亮君） 内閣府原子力被災者生活支援チームの今泉でございます。どうぞよろしくお願ひいたします。

○議長（高橋 実君） 田辺さん。

○復興庁原子力災害復興班参事官補佐（田辺隆之君） 復興庁原子力災害復興班参事官補佐の田辺と申します。本日はよろしくお願ひします。

○議長（高橋 実君） 成田さん。

○環境省福島地方環境事務所次長（成田浩司君） 環境省福島地方環境事務所次長、成田でございます。本日はどうぞよろしくお願ひいたします。

○議長（高橋 実君） 中村さん。

○環境省福島地方環境事務所環境再生・廃棄物対策部環境再生課課長（中村 祥君） 環境省福島事務所の中村でございます。本日はどうぞよろしくお願ひいたします。

○議長（高橋 実君） 丸之内さん。

○環境省福島地方環境事務所環境再生・廃棄物対策部環境再生課専門官（丸之内美恵子君） 環境省福島地方環境事務所環境再生課の丸之内と申します。本日はよろしくお願ひします。

○議長（高橋 実君） 野口さん。

○環境省福島地方環境事務所環境再生・廃棄物対策部仮置場対策課課長（野口淳一郎君） 環境省福島地方環境事務所で仮置場対策課長をやってございます野口と申します。よろしくお願ひいたします。

○議長（高橋 実君） 太田さん。

○環境省福島地方環境事務所環境再生・廃棄物対策部仮置場対策課専門官（太田 熱君） 同じく環境省の仮置場対策課の太田でございます。よろしくお願ひいたします。

○議長（高橋 実君） 井原さん。

○環境省福島地方環境事務所県中・県南支所富岡分室支所長（井原和彦君） 県中・県南支所長の井原でございます。本日はよろしくお願ひいたします。

○議長（高橋 実君） 全員ですね。ありがとうございました。

それでは、付議事件に入ります。付議事件1、除染解体工事及び仮置場原状回復の状況についての説明をお願いします。説明は着席のままで結構です。

中村課長。

○環境省福島地方環境事務所環境再生・廃棄物対策部環境再生課課長（中村 祥君） ありがとうございます。改めまして、環境省福島地方環境事務所環境再生課の中村でございます。お言葉を賜りましたので、着座のまま資料を説明させていただきます。

今回本件付議事案について3点資料をご用意してございます。まず、資料1-1として除染解体工事の現況及び仮置場の原状復旧に関するご説明資料、そして資料1-2としてそれらに関するスケジュール、これまでの全員協議会でもお示ししておりましたようなスケジュールの線表をおつけしてございます。また、資料1-3として特に線拠点の線量の状況と、特筆すべき環境省としての対応予定について書かせていただいた資料をおつけしてございます。本日は、主に資料1-1を活用して説明させていただきながら、随時資料1-2を御覧いただく形でご説明していきたいと思っておりまして、最後のところで線拠点の状況についてご説明する際、資料1-3を活用させていただくという形で説明させていただければと思ってございます。

つきましては、まず資料1-1を御覧いただければと思います。資料1-1、おめくりいただきまして、右肩1ページでございます。まず、除染等の状況について、特に点・線拠点外縁の除染解体の状況をご説明申し上げます。解体につきましては、7月末時点におきまして、申請数が前回ご説明時からさらに増えてございまして、94件まで今般申請いただき、既に前回よりも20件超解体完了分増え、46件の解体が完了しております。また、さらに加えて20件ほど着手させていただいている状況でございます。引き続きご申請いただければ、できるだけ早く解体を進めていきたいと思ってございます。

続きまして、除染の状況でございます。こちら面拠点、あるいは既に帰還困難区域外の避難指示解除済区域含め、引き続き線量が高いところあれば、フォローアップの除染を進めてございます。特に点・線拠点外縁についての進捗状況についてご説明申し上げます。下に書いてございます表のとおりでございますが、前回ご説明時に比べまして、6月末時点で除染済面積増えてございまして、除染の進捗率は前回よりも13%ほど増えた17.5%の進捗となってございます。また、今申し上げたのは完了ベースの数字でございまして、着手ベースで見ますと、前回ご説明時より23%ほど増え、43.8%の見込み除染進捗率となってございます。引き続き現在想定されておりますペースで進んでございまして、9月末までにおおむねの外縁除染を完了させていきたいという前回ご説明したスケジュールに変わりなく、順調に進捗してございますことをご説明させていただきます。

続きまして、右肩2ページでございます。こちら参考までに、除染の状況について面拠点の進捗状況を併せてご説明させていただきます。面拠点につきましても当然に解除いただいてはおりますが、引き続き必要な解体除染を進めてございます。解体については、解体完了が現在855件という状況でございまして、また除染につきましても、先回ご説明して以降さらに4ヘクタール弱除染済面積が増

えてございまして、進捗率として97%に至ってございます。また、6月末時点の着手状況でさらに2ヘクタール弱着手してございまして、それらが完了すれば、ほぼ98%に近いところまで見込み除染進捗率進んでございます。引き続き残っている未同意のところ等、対応を進めていきたいと思ってございます。なお、先ほどの点を含め、これらについては仮置場に関する数字は含めておらず、その点ご了承いただければと思ってございます。

続きまして、1枚おめくりいただきまして、右肩3ページでございます。こちらは同意の取得率になつてございます。まず、拠点の外縁でございますが、7月末時点の数字として、前回ご説明時よりさらに同意増えてございます。217名のご同意をいただいておりまして、数字として88.9%となってございます。また、昨日午後時点でさらに2名の方から同意いただきましたので、資料上からさらに2名増えてございまして、今現在219名のご同意をいただいてございまして、89.7%の同意取得率にまで増加してございます。その結果、未同意の方、資料上でも27名となってございますが、さらにその2名の方を引いた25名の方が未同意に引き続きなつてございます。ただ、未同意の方につきまして、連絡先不明者が前回ご説明時18名おられたのですけれども、その後、町の力強いお力添えもいただきまして、環境省でも一緒に精査した結果、連絡先の判明した方が大勢おりまして、そういう方々、今結果的に引き続き連絡先不明の方は7名となってございます。新たに連絡先判明した方は、意向確認書を送付しつつ、ご回答の確認もさせていただいているところでございます。そういう方々が今現在16名となってございます。これについて、今申し上げたさらに2名の方の同意をいただけたので、今の数字としては14名となってございます。そういう中で、引き続きまだ未同意の方であつたり、あるいは除染のご理解をなかなかいただけていない方もおられますが、環境省としても引き続き町の皆様と協力しながら、同意を取得できるようにご理解いただけるよう全力を尽くしていきたいと思ってございます。

続きまして、右肩4ページでございます。こちら面拠点の同意取得率でございます。こちらにつきましては、前回ご説明時からあまり大幅な同意の人数増えていない状況でございます。一方で、拠点外縁の際と同様に、未同意の方のうち連絡先不明の方が元々8名おられましたが、さらに4名の方の連絡先が判明いたしまして、そういう方々にはご意向の確認を今させていただいているところでございますので、引き続きさらに同意取得が向上する見込みを持ってございます。町の皆様とも協力しながら、環境省としても全力を尽くしていきたいと思ってございます。

全体の状況としては今ご説明いたしましたとおりで、資料1-2を御覧いただけますでしょうか。1-2のうち、少し前後してしまって恐縮でございますが、上から3行目以降のところに点・線拠点外縁の状況を記載してございます。今ご説明いたしましたとおり、外縁の除染は9月末までに、特に着手可能なところはおおむね完了していきたいと思ってございます。また、一部県道拡幅事業と調整が必要な箇所につきまして、前回ご説明時4ヘクタールほどございましたが、今さらに減つて2.8ヘクタールになってございますが、ここにつきましても調整がつき次第、引き続き順次実施していきた

いと思ってございます。未同意のところについても同様に、何とか同意をいただけるよう全力を尽くしていきたいと思ってございます。フォローアップの除染も引き続き全力で進めていきたいと思っております。解体につきましても、今申し上げましたとおり、既に指示できるようになったところは、順次迅速に進めている次第でございます。また、今後申請あったものについても、申請いただいて着手できるようになったところから迅速に進めていきたいと思ってございます。

続きまして、資料が行ったり来たりして恐縮でございます。資料1-1にお戻りいただけますでしょうか。1-1で、右肩6ページでございます。ここから点拠点の線量の状況をご説明しつつ、除染の状況をご報告申し上げます。右肩6ページでございますが、まず点拠点につきまして、松の前共同墓地、旧小良ヶ浜共同墓地、小良ヶ浜共同墓地及び小良ヶ浜浄化センターの線量状況を記載させていただいてございます。このうち松の前共同墓地と小良ヶ浜共同墓地につきましては、既に墓地及び外縁の除染を完了してございます。ですが、引き続き線量が高い状況でございますので、我々のほうで現在森林含めたフォローアップの除染を迅速に手配して進めていく予定になってございます。これらに関しまして、できるだけ早い対応をしたいと思っている次第でございます。右上、旧小良ヶ浜共同墓地につきましては、まだ外縁除染を完了してございませんが、こちらも9月末までに完了する予定でございます。右下、小良ヶ浜浄化センターにつきましては、センターそのもの及び外縁も除染済みでございまして、線量の状況としては周辺に比べて非常に高いことはない状況になっている次第でございます。

続きまして、1枚おめくりいただけますでしょうか。右肩7ページでございます。小良ヶ浜行政区集会所及び深谷行政区集会所につきましては、今後解体のご申請をいただく予定となってございますが、まずは敷地先行除染を進めるということで今調整させていただいてございまして、迅速に敷地先行除染を進めていきたいと思ってございます。今申し上げたところ、いずれも進捗状況と測定結果も踏まえて、適宜フォローアップ除染をしていきたいと思ってございます。

資料1-3を御覧いただけますでしょうか。資料1-3でございます。こちら線量を町の皆様のほうで測定をいただいた結果と、環境省のほうでそれも踏まえつつ、環境省の対応予定を記載させていただいたものでございます。いわゆる小良ヶ浜共同墓地にアクセスするための町道3090号線及び3091号線につきまして、線量が高い部分がございます。これらに関しまして、先ほど申し上げましたとおり、まずは小良ヶ浜共同墓地のフォローアップ除染を迅速に着手、作業していく予定でございまして、それを踏まえて、その後に最終的にきちんときれいに道路の除染を進めていきたいと思ってございます。その関係で、この部分については道路の除染が11月末までの完了を目指しているところでございます。また、左側の松の前道路のところを御覧いただけますでしょうか。松の前道路部分につきましては、引き続き線量が高い部分ございますので、9月にフォローアップ除染を実施して、それも11月末までに完了する予定でございます。そのほか道路につきましては、おおむね既に除染を完了してございます。

一方で、フォローアップの除染でございますが、例えば左側の南西の部分、町道1007号線、町道2004号線に関してもやはり線量が高いところございまして、こういったところについては、周辺の外縁除染終了後、フォローアップ除染に着手して、こちらに関しては10月末までに完了を予定してございます。また、3090号線の小良ヶ浜共同墓地に入るところのさらに南側のところにつきましても一部線量が高いところございまして、こちらについても除染を着手して、9月末までに完了したいと思ってございます。そのほか線量が比較的高いところですとか、ご懸念をいただいたところについても状況の調査をした上で、必要であればフォローアップ除染で対応していきたいと思ってございまして、線拠点全体として線量がきちんと低減していくように図っていきたいと思ってございます。

最後に、改めて資料1-2にお戻りいただけますでしょうか。今ほどご説明申し上げた点を最初の2行のところで改めて記載してございます。線拠点は、ほとんどの部分が既に除染完了してございまして、残り面積ベースで0.7ヘクタールといったところでございますが、ただ今ご説明申し上げました小良ヶ浜共同墓地にアクセスする3090号線あるいは3091号線のところ、共同墓地のフォローアップ除染を完了した上で、きちんと最後にきれいに除染したいというところがございまして、この部分が少しさらにかかってしまうところございますが、いずれにせよ11月末までにはきちんと完了していきたいと思ってございます。また、小良ヶ浜、深谷集会所を含めた点拠点につきましても、一旦は除染完了しているところがございますが、敷地先行除染と、またフォローアップの除染をさらに進めていきたいと思ってございますが、いずれもきちんとできるだけ迅速に完了したいと思っている次第でございます。

除染解体についてのご説明は一旦以上になりますが、続けて仮置場もご説明してもよろしいでしょうか。

○議長（高橋 実君） どうぞ。

野口課長。

○環境省福島地方環境事務所環境再生・廃棄物対策部仮置場対策課課長（野口淳一郎君） ありがとうございます。環境省の仮置場対策課の野口です。私から仮置場に関する部分についてご説明したいと思います。

資料としては1-1の最後のページ、10ページ目を御覧いただければと思います。仮置場に関してですけれども、地図上青い印がついてございます拠点内の部分につきましては、令和4年度の工事で実施してございました除染等の作業が7月末、予定どおり終了いたしまして、今後はこの部分、原状回復の工事を鋭意進めたいと思っております。一方で、線拠点の外縁に位置する仮置場につきましては、現在仮置場として運用中でございますけれども、その運用に支障のない範囲で剥ぎ取りといった作業を鋭意やってございますけれども、残りの部分につきましても9月いっぱいをめどに実施していくところです。

仮置場に関しては以上になります。

○議長（高橋 実君） 説明が終わりましたので、これより質疑を行います。質疑ございませんか。

6番、遠藤一善君。

○6番（遠藤一善君） 線拠点の、資料1—3で小良ヶ浜の共同墓地に行く道路が若干高いということなのですけれども、林も多いのですけれども、こちらの普通の青く、低くなっている道路も両側に林があつたりとかするところがあるのですけれども、林だけの影響なのでしょうか。それとも、アスファルトとか、側溝とかの影響もあるのですか。大分きれいに除染されていたと思うのですけれども、それでも下がらないというのはなぜでしょうか。

○議長（高橋 実君） 中村課長。

○環境省福島地方環境事務所環境再生・廃棄物対策部環境再生課課長（中村 祥君） ご質問ありがとうございます。道路、ご指摘のあった3090号線、3091号線のところにつきましてはご指摘のとおりで、周辺に林が生い茂っているところもございました。外縁の除染は一旦完了しておるのですが、やはり最終的な道路の面そのものの除染は、その関係の全体、例えば小良ヶ浜共同墓地のフォローアップの除染等が完了した段階で、最後にきちんときれいにさせていただきたいと思ってございまして、そういう意味ではまだ路面の除染が完了していない状況になってございます。ですので、それを実施すればさらに線量が下がると思ってございます。

○議長（高橋 実君） 6番、遠藤一善君。

○6番（遠藤一善君） 県道は、運搬するのに剥ぎ取りをして、道路を直していただいてということがあつたのですけれども、こちらの今出た町道なんかも最終的には、アスファルトを削るのではなくて、剥ぎ取りをした上で復旧して線量を下げるということになっていくのでしょうか。

○議長（高橋 実君） 中村課長。

○環境省福島地方環境事務所環境再生・廃棄物対策部環境再生課課長（中村 祥君） まだ具体的な除染方法はあれですけれども、例えばクラックがあって、その場所が線量が高いようなことがあれば、その部分を洗浄、あるいは必要なところを一旦切らせていただいて、下の線量が高い部分除去するといったようなこと、もしくはご指摘のように洗浄して洗っていくようなことをまずは想定して、あとはその周辺の堆積物除去とか、そういう形で対応することをまずは想定している次第でございます。

○議長（高橋 実君） 6番、遠藤一善君。

○6番（遠藤一善君） クラックも含めて、アスファルトが高いのは多分皆さんご存じだと思うのですけれども、直接私のお墓があるわけではないのですけれども、自分のところの共同墓地とかで誰かが亡くなると、やっぱり孫とか子供とか、そういう小さい子も含めてお墓参りに連れてくることもあるので、できればそのお墓のところの道路とかは、クラックを補修するだけではなくて、完全に剥ぎ取りをして低くしていく方向でいろいろ検討していただけると非常にありがたいのですけれども、どうでしょうか。

○議長（高橋 実君） 中村課長。

○環境省福島地方環境事務所環境再生・廃棄物対策部環境再生課課長（中村 祥君） ご指摘ありがとうございます。アスファルト自体は、確かに直接線量が高い場合と、あるいはその下の路盤に浸透してそちらが高い場合と、あるいは表面に引き継ぎ線量が高い部分が残っている場合と、様々なケースがあると思ってございます。例えばアスファルト全体を撤去してしまうと、その後お戻しするときに除染の中でできることとできないことがあつたりして、いろいろとその結果、最終的に不都合がないようにしないといけないところもございまして、いずれにしても線量が高いところをきちんと下げていくという点はよく認識していますので、それぞれの道路の状況等を見ながら、きちんと線量が下がる方法でやっていきたいと思ってございます。

○議長（高橋 実君） いいの。最後まで聞くことないの。

7番、安藤正純君。

○7番（安藤正純君） 資料1－1の6ページ、点拠点の小良ヶ浜共同墓地、あとは松の前共同墓地、旧小良ヶ浜共同墓地、これ結構まだまだ高いのですけれども、最終的には小良ヶ浜の浄化センター並みくらいまで下げる考えがあるのかどうかを聞かせてください。

○議長（高橋 実君） 中村課長。

○環境省福島地方環境事務所環境再生・廃棄物対策部環境再生課課長（中村 祥君） ご指摘ありがとうございます。おっしゃるとおり、どうしてもまだ線量が高いところがあるというのはご指摘のとおりでございますので、外縁のフォローアップの除染をして、できるだけ下げていきたいと思ってございます。現時点でどこまで下げ切れるのかといったところは、現場の状況を見つつではあって、例えば浄化センターと同じくらいにまで下がり切るのかとか、その辺までなかなか線量で明確にお伝えすることが難しいところはありますが、ただフォローアップの除染を森林も剥ぎ取り含めて実施する予定でございますので、それによって共同墓地そのものの線量もさらに低減するとは実際見込んでおりますので、何とか線量を下げてご安心いただけるようにしたいと思っている次第でございます。

○議長（高橋 実君） 7番、安藤正純君。

○7番（安藤正純君） できるだけ、できるだけということで、具体的な数字が出てこない。これは残念なのだけれども、やはり幾ら何でも $1 \mu\text{Sv}$ を超えることはないとか、0.五、六 μSv くらいになるまで周辺の森林も伐採とか所有者にお願いしてやるとか、そういう覚悟というか、こういうやり方でやりますよと。前向きなのですという答えだけでは納得いかないのだけれども、その辺をもっと突っ込んだ形で具体的に説明してください。

○議長（高橋 実君） 中村課長。

○環境省福島地方環境事務所環境再生・廃棄物対策部環境再生課課長（中村 祥君） 申し訳ありません。どうしてもフォローアップの除染、なかなか例えば線量でこれくらいというところ、個々の状況と場所に応じて大分違うところもありますので、明確に例えば何 μSv とかいうことを申し上げるのは難しいところですが、ただ申し上げましたとおりで、きちんと森林も通常の場所ではなかなか

か行えないような表土の剥ぎ取りですとかさせていただいて、線量が下がるようにしていきたいと思っている次第でございます。そういう中で、何とか全体的な線量を低減していきたいと思ってございます。申し訳ありません。明確に線量でこのくらいというところですとか、お答えできなくて恐縮なのですけれども、ただフォローアップの除染の中で、通常行っている除染以上にできるだけの対応をしていきたいと思ってございます。

○議長（高橋 実君） 7番、安藤正純君。

○7番（安藤正純君） あと、同じ1—1の7ページなのだけれども、小良ヶ浜の集会所とか深谷の集会所、これ先ほどの説明では敷地を先行除染すると、建物は後で解体しますと。以前この委員会で、建物を先にやって、汚した敷地を除染したほうが合理的ではないかというような意見があったと思うのだけれども、敷地をきれいにした後、建物の解体で汚してしまったのでは何か元も子もないというか、あまり合理的でないような感じを受けるのだけれども、なぜ、建物解体先で、その後に敷地をきれいにしたほうがいいのかなとは素人目に思うのだけれども、その理由を教えてください。

○議長（高橋 実君） 中村課長。

○環境省福島地方環境事務所環境再生・廃棄物対策部環境再生課課長（中村 祥君） ご指摘ありがとうございます。おっしゃるとおりでございまして、本来できれば解体を先にさせていただいた上で、最後に敷地の除染を含めてさせていただくのが、汚れたところが広がらないという意味ではご指摘のとおりかと思ってございまして、できるだけそういった対応をほかのところでもさせていただいている次第でございます。ただ、解体のご申請、内部動産の件含めて、そうするとご申請いただいた上でまず解体して、その後で除染となりますと、いろいろとスケジュール的なところもあって、できる限り例えば解除のご判断に至るような状態に早めに持っていくたいといったところもございまして、まずはこちらに関しては敷地の除染を先行してやらせていただきたいと、といった趣旨でございます。ただ、もしその後、解体を申請いただいて実施させていただいた後で、もう当然それによって汚染が発生するようなことのないように、解体実施後もきちんと線量は下がっているような状態に確認しつつ、必要な行為をさせていただいて、それで最終的にもう線量が下がっている状態になるようにしたいと思ってございます。

○議長（高橋 実君） いいの。納得した。

〔何事か言う人あり〕

○議長（高橋 実君） 9番、渡辺三男君。

○9番（渡辺三男君） 点・線拠点の除染が大分進んできまして、ちょうどお盆の月になっていますので、この墓地の線量が一番気になるのですが、かなり線量が高い、今6番議員が言ったように。これ少しの時間しか行っていないですけれども、やっぱりここは徹底して下げてほしい。まだ完全な除染やっていないということで、線量的にはまだ下がっていないのかなと思うのですが、やっぱり数字目標を立てて、この浄化センターの0.4μSv、ここまで下げろとまで言わないにしても、せめてまず

1 μ Sv以下にしていただきたいと。そういう目標を立てて、1 μ Sv以下になれば今度、夜の森地区とか、富岡地区、0.6 μ Svくらいで解除していますので、そのくらいにちょっとでも近づけていただきたいと。努力方お願いしておきます。

あと、小良ヶ浜の旧墓地も実際、全然人が入れないような状況になっています、これもまだ2件か3件あるのです。そういう状況がありますので、先ほど工程を言ってもらいましたが、一日も早く1回目の除染をやっていただきたいと。お願いします。

あと、これ全体に言えることなのですが、小良ヶ浜共同墓地の辺りは大分周りも木を切ったから、最終的な除染をすればかなり低減するのかなと思うのですが、墓地だけではなくて全体的な、3090号線も、1007号線、2004号線、この青の線引きがしてあるところを全体的に木を切らないと、線量を下げるのがかなり難しいのかなと思うのです。解体の宅地もそうなのです。地権者が了解を出すものはやっぱり全て切っていただきないと、地権者から了解をもらえないものはどんなことやっても切るわけにいかないですから、その辺を徹底してやっていただきたいと。今までの困難区域とは訳が違うと思うのです。1軒1軒みんないぐねを抱いているのです。いぐね抱いている以上は、やっぱり宅地を幾らきれいにしてもいぐねの線量を拾ってしまいますので、その辺をぜひ、地権者が希望するのであれば、全伐でもやれるのであればやっていただきたいと。その辺の方向づけをきちんと立ててやっていただければ、線量がかなり下がるのかなと思いますので、ぜひよろしくお願いします。

○議長（高橋 実君） 中村課長。

○環境省福島地方環境事務所環境再生・廃棄物対策部環境再生課課長（中村 祥君） ご指摘ありがとうございます。まず、墓地の線量を徹底して下げてほしいという点、重々認識してございます。先般のご観察の際にも議員の皆様からもご指摘いただいたて、我々としてもその墓地の地域にとっての重要性をよく認識しておりますのでそういう意味で、できることは何でもやって線量を下げられるようにしていきたいと思ってございます。線量目標はなかなか、先ほど申し上げたとおり、明確にこれくらいということを申し上げられないのですが、当然ほかの地域の状況とかを見ながら、きちんと下げられるようにしたいと思っている次第でございます。

また、もう一つ、旧小良ヶ浜共同墓地のところもご指摘のとおりで、できるだけ早く除染に入って、9月末までには完了したいと思っている次第でございますので、そこもきちんと進めていきたいと思っております。

3点目の木の件でございます。木について、なかなか木そのものの線量が直接的に空間線量なりに影響しているかというと、我々としてはそこまでの知見はない部分もございますが、一方で当然除染する際に支障になったりですか、あるいは解体の際に支障になるといった観点で、切れる木は今までその運用の中で、個別に一人一人の住民の方のご意見を伺いながら、切ってきたというところもございまして、引き続き一つ一つの状況をお伺いして、そういう支障になるものについては、きちんと切っていきたいなと思っている次第でございます。

○議長（高橋 実君） 9番、渡辺三男君。

○9番（渡辺三男君） ありがとうございます。いろいろ難しいところ確かにありますね。木があるから、線量を拾って上がっているのか。実際木を切ってみたら、線量変わらずだったなんていうケースもあるうかと思うのです。ただ、もう絶対条件として、やっぱり木がなくなれば多少は下がると思うのです。その辺地権者の意向を聞いて、切れるのであれば切ってほしい。今後そういうような考え方でやっていただければありがたいと思います。

あと、仮置場に関しては、先ほどの説明の中で7月末、予定どおり完了したということなのですが、私は予定どおりとは思っていないのです。予定は、3月の工期で終わるはずだったと、それで夜の森地区を解除する予定だったはずなのです。予定から4か月遅れたと思うのです。それは遅れても、ほかには支障はなかったのかなと思うのです。今回は仮置場に関しては小良ヶ浜、深谷地区は関係ないですけれども、除染も解体も小良ヶ浜、深谷地区に入していくことによって、やっぱり遅れれば地域住民が困るわけです。その辺を十分踏まえて、工程は遅れないように進めていただきたいと、この辺はお願いしておきます。よろしくお願ひいたします。

○議長（高橋 実君） 野口課長。

○環境省福島地方環境事務所環境再生・廃棄物対策部仮置場対策課課長（野口淳一郎君） ご指摘ありがとうございます。また、ご心配をおかけして大変申し訳ございません。これから作業していく部分についてはしっかりと工程管理等をして、遅れがないように、予定どおり進むようにしっかりとしていきたいと思いますので、よろしくお願ひいたします。

○議長（高橋 実君） ほかにありますか。

2番、佐藤教宏君。

○2番（佐藤教宏君） ありがとうございます。前回も多分申し上げたと思うのですけれども、数値目標がやはりないというところで、今回除染していただいたとしても、森林も多いところですので、高低差もあって、拠点から20メートル範囲で除染されたとして、ほかの除染されなかった森林からも恐らく流れ込んで、また線量が上がってしまうということも考えられると思うのですが、そうなった中で、町も毎日線量の測定はされると思うのですけれども、やはり数値目標がないということは、どれだけ上がればフォローアップを再度していただければいいかとか、そういうところが数値目標がないとお願いもできないですし、町が考えている線量が高いというところでもうすぐに環境省にお願いしてもいいのか、そういうところも多分国としても困ってしまうのではないかと思うのです。町が思っている高い線量というのは0.何 μ Svだ、でも国としてはそうは思っていないとなってしまうと、やはりフォローアップしてもらうにしても、お互い混乱してしまうのではないかと思うところなのです。前回からも申し上げているとおり、やはり数値目標を立てないということだと、年間1mSvを目指すというのが全然こちらとしても感じられないのです。そういうところで数値目標についてはある程度、何 μ Sv以下までは目指すというところは今後も検討していかれないのか教えてください。

○議長（高橋 実君） 中村課長。

○環境省福島地方環境事務所環境再生・廃棄物対策部環境再生課課長（中村 祥君） ご指摘ありがとうございます。いわゆる数値目標としての件でございますが、まずもって線量が、例えば我々でもモニタリングして、さらに一旦除染したところが上がっているようなことがあれば、当然こちらでもうフォローアップ除染に入っていきますし、またもし町の皆様でご懸念があれば、それはこのくらいで相談していいのかとかということではなく、いずれにしてもぜひ環境省にご相談、ご指摘いただければ、それを踏まえて環境省でも線量測定しながら、個々の状況に応じてきちんとやっていきたいと思ってございますので、その点では当然どんな場合でもご相談いただければと思ってございます。

一方で、目標を設定していくべきでないのかという点についてもご指摘ありがとうございます。なかなかいわゆる数値でというのは、今のところ難しい部分もございますが、いわゆる避難指示区域の解除要件みたいなところで例えば $3.8 \mu\text{Sv}$ みたいな数字はございますが、では環境省として $3.8 \mu\text{Sv}$ に行ったらいいとかということを思っているわけでは全くございませんで、できる限り線量を下げていきたいという中で除染を進めさせていただいている次第でございます。一方で、当然長期的な年間被曝線量 1mSv というところもあって、そこに行けるように除染あるいは全体の取組も進めていく中で、その中間のどこかに別の例えば線量目標を今設定するというのは、なかなか難しい面もございます。ただ、町の皆様とご相談する際には、例えば周辺の線量はどうなっているのかですとか、あるいは町においての除染後の例えば宅地あるいは農地、それぞれの地目の平均ですとか、そういうものの見ながら周囲の状況を比べてどうかということは、当然個々の場面、場面でご相談申し上げておりますので、そういうところも参考にしながら、今の除染あるいはフォローアップ除染でどこまでどういうことができるのかということの一つ一つ相談していくのかなとは思ってございます。直接的な回答になつていなくて大変申し訳ございません。ただ、できる限りそういう意味で我々としては一つ一つご相談させていただきながら、丁寧に対応していきたいと思っている次第でございます。

○議長（高橋 実君） 2番、佐藤教宏君。

○2番（佐藤教宏君） ありがとうございます。やはり数値目標を設定するのはなかなか難しいということなのですけれども、例えば町の職員が高いと思われるということで相談された場合には、それを断ることなく除染をされる基準として思ってもよろしいのか。基本的に数値的なものはないとして、町としてはもう線量が高いですよという判断の下、ご相談させていただいていると思いますので、そういう場合で、国としてそれは高くないですよという判断はされないという認識でよろしいでしょうか。

○議長（高橋 実君） 中村課長。

○環境省福島地方環境事務所環境再生・廃棄物対策部環境再生課課長（中村 祥君） ご指摘ありがとうございます。やはり当然町の皆様からは、今申し上げたとおり、高いと思われたところでぜひご相談いただきたいと思っている次第でございます。その際国が必ず除染しますと全て言うかというの

は、それは多分一つ一つの、それこそ先ほど申し上げた個々の状況とか、あるいは除染でどういうことができるのかとか、そういったところも見ながら、できるだけ対応したいということになると思ってございまして、そういう意味で我々で除染として今まで積み上げている経験、知見も踏まえて、一つ一つ町とご相談しながら対応していくと、そういうことになるのかなと思っている次第でございます。

○議長（高橋 実君） 2番、佐藤教宏君。

○2番（佐藤教宏君） ありがとうございます。町民一人一人がご相談申し上げるのではなくて、町がしっかりと線量を測って、町の知見をもってご相談させていただくと思いますので、そのところはしっかりと意味があると、町職員が相談するということは相当重い意味があると思いますので、そこはしっかりと検討していただきたい、フォローアップにつなげていただきたいと思います。

以上です。

○議長（高橋 実君） ほかには。

8番、宇佐神幸一君。

○8番（宇佐神幸一君） 先ほど9番議員の方から出た中で、森林についてなのですが、今解除された区域もそうですけれども、伐採というのは難しいとしても、間引き、または枝を最大限落とすことによって、線量というのは下がっていくと私は思っているのですが、そういう工夫をされるべきだと思うし、あともう一つ、墓所については、周辺もそうなのですが、墓所を持っている方はその区画ごとに線量は落ちていると思うので、その区画の中においてももちろん測っている方もいらっしゃる。また、私も測りました。そういう面の不安もできれば取り除く工夫もお願いできませんでしょうか。

○議長（高橋 実君） 中村課長。

○環境省福島地方環境事務所環境再生・廃棄物対策部環境再生課課長（中村 祥君） ご指摘ありがとうございます。例えば除染の中で、必要な場合の枝打ち等を実施しているケースもございます。例えば震災から初期の頃と今とでどれくらい葉っぱあるいは枝に線量が残っているのかとか、そういったところを踏まえながら、それぞれの場面で最も線量が下がる方法を取らせていただいているという状況でございまして、当然その線量がどれくらいかというところを見ながら対応はしていきたいと思っている次第でございます。

すみません。もし後者の点、私のほうできちんと聞き取り切れていない点あれば、改めてご質問いただければと思いますが、例えば宅地なりでそれぞれご自分で線量を測れないような場合についても、きちんと線量が上がっていないように手当てをすべきというご指摘だったと認識しておりますが、そういう意味では環境省も、もちろん地権者の方のご了解が得られればすけれども、除染後だけでなく事後のモニタリングも定期的に実施してございまして、その際は宅地含め複数の測点を取って、線量を確認させていただきて、もしも上がっているようなことがあれば、我々から主体的に関係の方にご相談にお伺いして、ぜひフォローアップの除染をさせていただきたいという点をお伝えしてい

る次第でございます。我々からもそういった形できちんと状況を確認して、除染の効果が維持できているのかというところは把握した上で、線量が上がっているようなことがあれば、当然フォローアップの除染をさせていただきたいと思っている次第でございます。

○議長（高橋 実君） 8番、宇佐神幸一君。

○8番（宇佐神幸一君） ありがとうございます。これからフォローアップももちろんあると思うのですが、問題は基本的に処理の仕方がある程度住民またはその地域に住んでいる方が納得できるような方法で、今言った枝打ちにしても、多少取ることによって線量が下がるという認識をすれば、やつていただきたいと思いますので、ぜひともそのように進めてください。

以上です。

○議長（高橋 実君） 中村課長。

○環境省福島地方環境事務所環境再生・廃棄物対策部環境再生課課長（中村 祥君） ご指摘ありがとうございます。本当に線量が下がるかどうかというところも見つつ、ただ一方で当然住民の方の思いもよくあることを認識していますので、一人一人ご相談しながら、できる方法でご理解いただけるように除染していきたいと思ってございます。

○議長（高橋 実君） ほかに。

1番、堀本典明君。

○1番（堀本典明君） ありがとうございます。資料1—1の1ページのところで、点・線拠点外縁の進捗率、まだまだ見込みでいくと44%弱ですか。これ6月末なので、7月末でもうちょっと上がってくるのかなと思うのですが、この工程見ると9月末完了予定となっています。8月、夏休み期間なども多分結構多めにあると思うので、なかなか厳しいのかなと思ってしまったのですが、これ解除に絡むことですから、9月ぐらいに合わせているのかなと思うのですが、実際にこのとおり進捗できると今の時点でお考えなのかどうかを教えてください。

○議長（高橋 実君） 中村課長。

○環境省福島地方環境事務所環境再生・廃棄物対策部環境再生課課長（中村 祥君） ご質問ありがとうございます。最初、進捗が数字で目に見える形でお示しできておらず、恐縮でございます。ただ、大分進捗も実際上がってきています、ご指摘のとおり6月末で44%まで行ってございますが、現時点でも7月時点で大分さらに着手も進んでいる状況でございます。ですので、着手しているところは完全に完了いたしますし、またこれから着手するところも含めて想定の工程どおりに進んでいる状況でございますので、9月末までにおおむね外縁の除染を完了するという点、県道拡幅との調整が必要なところとか、あるいは縁のところを除いてはきちんと完了させたいと思っている次第でございまして、予定どおり進めていきたいと思ってございます。

○議長（高橋 実君） 1番、堀本典明君。

○1番（堀本典明君） ありがとうございます。実際環境省ではフォローアップもしっかりやってい

ただけていると思うので、ちょっと高ければまたフォローアップという考え方もあると思うのですが、まず1回目、面的に除染していただくときにある程度目に見える形の数字に下げていただくというのが一番理想だと思うのです。なので、期間ありきになってしまって線量があまり下がらなかったということがないように、またフォローアップがあるから、いいではないかということがないように、一回面的にやるときに通常どおりの除染方法でしっかりと下げられるだけ下げるというところもしていただきながら、期間に間に合わせていただきたい。暑い日が続いていますので、熱中症を含めて健康管理というところもしっかりとしていただきながらやっていただくことになると思うので、その辺りしっかりと管理していただきて、まずはしっかりと下げるなどを第一に、安全に、そして期間内にということだと思いますので、順番的には、9月末までに終われる見通しということであれば安心なのですが、その上でしっかりと線量も下がるというところでやっていただければと思うのですが、いかがでしょうか。

○議長（高橋 実君） 中村課長。

○環境省福島地方環境事務所環境再生・廃棄物対策部環境再生課課長（中村 祥君） ありがとうございます。おっしゃるとおり、線量を下げることが第一でございますので、まずはしっかりと面的に除染を進めていきたいと思ってございます。

また、健康管理の件もご配慮いただきありがとうございます。作業員についても、きちんと夏、熱中症等ないように健康管理にも気をつけるよう福島の事務所あるいは分室と連携して、丁寧に事業者ともやっていきたいと思ってございます。どうぞよろしくお願ひいたします。

○議長（高橋 実君） ほかにございますか。ありませんか。

9番、渡辺三男君。

○9番（渡辺三男君） 帰還困難区域、復興拠点整備から、今、外縁除染とかもそうですけれども、前には環境省、道路のU字溝の清掃とか、そういうのは場所、場所でしかやってくれなかったのです。今回復興拠点は、全体をやったかどうか分からぬですが、かなりますの清掃とか、横断の清掃とか、そういう部分をきめ細かにやってくれているのかなと思うのです。それで、今回外縁除染なんかに関しても、県道の部分なんかは道路路肩のU字溝の清掃なんかも蓋開けてやってくれているようで、非常にきめ細かな除染してくれていると思って、私感謝しているのです。それで、今後もそういうきめ細かにやっていただくことによって、線量はかなり低減すると思うのです。そういうことに細かく気を遣ってやっていただくことをお願いしたいのですが、今後もそういう方針でやってくれるのかどうか。お願いします。

○議長（高橋 実君） 中村課長。

○環境省福島地方環境事務所環境再生・廃棄物対策部環境再生課課長（中村 祥君） ご質問ありがとうございます。また、今きめ細かくやれているということでおっしゃっていただきて、大変光栄でございます。引き続ききちんと丁寧に、きめ細やかに今後の除染についても対応していきたいと思っ

てございますし、地元の方にご理解いただけるように努めていきたいと思ってございます。どうぞよろしくお願ひいたします。

○議長（高橋 実君） 9番、渡辺三男君。

○9番（渡辺三男君） いぐねの木の伐採とか、そういう大まかなことは会議の中でよっしゃう言っているのですが、今回、前回あたりからかなりそういう部分に気を遣ってやっていただいているなと。水路関係なんかの除染も細かくやってもらっていますので、かなり線量的には低減すると思っていますので、ぜひそのようにお願ひしておきます。よろしくお願ひします。

○議長（高橋 実君） ほかにありますか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（高橋 実君） なければ。

○副議長（堀本典明君） 議長、どうぞ。

○議長（高橋 実君） まず、6番議員の質問の中の舗装のクラック、これ現状がクラック入って測って、どういう指示をするか。クラックのセンターから30ずつ、40ずつカッター入れて剥ぎ取って、下10センチ、15センチ測っての話だけれども、このときには原状回復してください。前にもそれで苦情言っていると思うのだけれども、最終的にはやってくれたみたいだけれども。6番議員から質問来たのだから、実例で舗装の剥ぎ取りしたらば、下取って舗装を打ち替えるという答弁を出すようにしてください。

あと、7番議員の除染先なのか、解体先なのか。この場合は従来除染が先でなく、解体が先なのだけれども、解体するに当たって人力作業がある場面で、ある程度の何 μ Sv以上であれば、作業員の安全確保のために除染先行するときもあったと思います。そういう答弁をしっかり出してください。

あと、9番議員からのいぐねの伐採も今再度あったと思うのだけれども、普通いぐねの場合は、母屋倉庫とか土蔵とかある中で、先人が囲いの木を植えたりして、風を遮断したりしていた。その逆に解体して何にもなくなってしまうと、時と場合によっては、太いいぐねの木だと倒れてくるのね。逆に、後で危険性増すから、そういうときは地権者の要望をよく聞いて、そして判断して、やる、やらないの結論を出してください。

あと、9番議員の質問の中で、仮置場4か月遅れたというやつ。野口さん、どこで前任者から替わったか分からぬけれども、遅れた理由があるわけだ。あの地区の上流側、富岡川から取水する滝川の辺りから用排水路の側溝の除染が終わっていなくて、中間にある夜の森つつみ公園を今回やって、3回目の除染をしているのね、表土剥ぎ取りね。そして、これで間に合わなくて、町からの指導を受けてフォローアップで部分的にまたやっているわけ。上流が決まらないと下ができるということで遅らせた経緯があると思うのだけれども、そこら辺もしっかり説明できるようにしてください。

以上の点、再度私から質問しておきます。

○副議長（堀本典明君） 中村さん、どうぞ。

○環境省福島地方環境事務所環境再生・廃棄物対策部環境再生課課長（中村 祥君） ご指摘、ご質問ありがとうございます。また、答弁でうまくお答えできていない点がありましたら申し訳ございません。まず、クラックの件につきましては、ご指摘のとおり、丁寧にきちんと対応していきたいと思ってございます。

また、敷地先行のところについてもご指摘のとおりでございまして、作業員の線量の観点から懸念がある際にはおっしゃるとおりで、まず敷地を先行してやった上で解体作業に入るということもございまして、そういうところで解体が先か、敷地が先かというのは、一つ一つの現場で丁寧に判断して実施していくということになってございます。いずれにしても、そこはきちんと最終的に線量が高くならないように対応していきたいと思ってございます。

また、危険性が増す場合について、それもご指摘のとおりでございまして、個々の解体の現場に際しては、実施する前にきちんと丁寧に調査させていただいて、その後危険がないような形で、地権者とも相談しながら、どのような形で何をどう解体するのかということは丁寧にやってきてございますし、また引き続きそこは最終的に後で問題が起きないように、丁寧な形で対応していきたいと思ってございます。ご指摘ありがとうございました。

○副議長（堀本典明君） 野口さん、どうぞ。

○環境省福島地方環境事務所環境再生・廃棄物対策部仮置場対策課課長（野口淳一郎君） ご指摘ありがとうございます。また、答弁が不十分な形になってしまって、大変申し訳ございませんでした。確かにおっしゃるとおり、様々な理由があるというところでございますので、しっかりと勉強させていただいて、以後こういうことがないようにしっかりとしていきたいと思いますので、よろしくお願ひいたします。

○副議長（堀本典明君） 戻します。

○議長（高橋 実君） ほかにございませんね。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（高橋 実君） これをもって質疑を終了いたします。

以上をもちまして、付議事件1、除染解体工事及び仮置場原状回復の状況についてを終わります。

ここで、説明者の入替えのため、暫時休議します。

休 議 (午前10時07分)

再 開 (午前10時18分)

○議長（高橋 実君） 2分ほど早いけれども、再開いたします。

次に、付議事件2、帰還困難区域の再生に向けた取組についての説明をお願いします。説明は着席のままで結構です。

企画課長。

○企画課長（杉本 良君） それでは、帰還困難区域の取組についてでございますが、帰還困難区域のうち、特定復興再生拠点区域となっているいわゆる点・線拠点とその外縁につきましては、特定復興再生拠点区域復興再生計画の計画期間を令和5年11月30日まで延長したことから、現在も環境省による家屋解体を含む除染作業が続けられています。一方、拠点区域外につきましては、6月の全員協議会におきまして、国から新たに創設された特定帰還居住区域制度などについての説明がありましたが、先般の改正福島復興再生特別措置法の公布、施行を受け、国による福島復興再生基本方針の改定がなされたところであります。現在は県において福島復興再生計画の案に対するパブリックコメントが実施されております。町といたしましては、今後県の福島復興再生計画が整備され次第、特定帰還居住区域復興再生計画の本格的な作成作業に着手してまいります。なお、本計画の作成に当たりましては、隨時議会の皆様にご相談させていただきますので、その際はご意見を賜りますようお願ひいたします。

本日は、今ほど環境省より点・線拠点と外縁の除染状況などについて説明がありましたが、町からは点・線拠点の避難指示が解除された後の小良ヶ浜地区、深谷地区の姿として、今のバリケードの撤去と新たなバリケードの設置について、それから今月下旬に開催したいと考えております両地区の皆さんとの3回目となる意見交換会などについての2点を説明させていただきます。では、お手元の全員協議会資料2-1の1ページを御覧ください。繰り返しとなりますと、小良ヶ浜地区及び深谷地区内のいわゆる点拠点、線拠点につきましては、現在家屋解体を含む外縁除染が実施されています。今後、点拠点と線拠点の避難指示が解除されると、自由な立入りや通行が可能となりますと、放射線防護の観点から、避難指示が継続している箇所との境界において物理的防護措置を取らなければなりません。具体的には、現在のバリケードを撤去し、新たな箇所へのバリケードの設置が必要となります。また、こうしたバリケード位置の変更に従いまして、一時立入りの方法も変更となります。バリケードの件につきましては、この後、本資料の2ページ以降で住民課より説明いたします。申し遅れましたが、今の説明は1ページ目上段からとなっていました。

続きまして、1ページ目右側中段からの米印、特定帰還居住区域制度を御覧ください。冒頭申し上げましたとおり、さきの改正福島特措法の公布、施行を受け、県による福島復興再生計画の変更案に対するパブリックコメントが実施されているところですが、この県計画が改定されれば、町として富岡町特定帰還居住区域復興再生計画の本格的な作成作業に着手いたします。現在は、計画策定の準備といたしまして、帰還意向調査において帰還意向ありと回答いただいた方々の生活圏としての範囲を1件ずつ確認しているところでございます。町といたしましては、小良ヶ浜地区、深谷地区の早期の避難指示解除に向け、富岡町特定帰還居住区域復興再生計画が認定された後の遅滞のない除染作業の着手を国に対し強く要望しております。

では、これよりバリケードについては住民課長が、意見交換会の開催などについては企画課長補佐がそれぞれ着座にて説明させていただきますので、よろしくお願ひいたします。

○議長（高橋 実君） 住民課長。

○住民課長（猪狩 力君） それでは、点・線拠点の避難指示解除後、放射線防護対策として設置するバリケードの設置概要と、設置のために行います意向調査、お知らせについてご説明させていただきます。

2ページを御覧ください。図は、解除前後のバリケードの状況です。左側のイメージ図が現在の状況です。帰還困難区域に入域するための全ての道路上にバリケードを置くことで、区域全体の立入りを規制しています。区域への立入りには通行証が必要となり、人型の絵がある新夜ノ森東ゲートと旧富岡消防署東ゲートのいずれかからの入退域となっております。右側のイメージ図が点・線拠点の避難指示解除後になります。避難指示の解除により、現在区域内への立入りを規制するため、線拠点の道路を塞ぐように設置しているバリケードは撤去され、点拠点として解除される墓地や公共施設などへ自由に行き来できるようになります。一方、点・線拠点以外の道路や土地への立入りは引き続き規制されるため、国が線拠点沿線のお宅の出入口や線拠点から分かれる枝道に新たなバリケードを設置することになります。一時立入りを行う際は、引き続き通行証が必要です。また、一時立入りする際には、ご自宅前や枝道上に置かれるバリケードの開閉が必要になりますが、鍵つきのバリケードが設置される箇所の開閉は、その都度国が行うことになります。

3ページを御覧ください。1番の調査の趣旨ですが、点・線拠点の解除により、地域の状況や一時立入りがどのようになるのかをイメージすることができないとご不安に思われる方もいらっしゃるかと思います。まず、このような不安の解消がとても重要だと考えております。また、一時立入りを円滑に行うためには、どなたがどのバリケードを開閉する必要があるのかあらかじめ把握することが大変重要となるため、避難されている方など約260世帯を対象とし、調査を行うものです。調査は、後ほどご説明させていただきます住民意見交換会でご説明させていただいた後に、対象世帯に郵送させていただく予定です。また、ご自宅などの場所によっては確認する項目も異なってまいりますので、3つの区分に分類し、丁寧に対応してまいります。

ページ右側のイメージ図を御覧ください。こちらは、ご自宅の場所と線拠点の関係をイメージしたものです。まず、パターン1を御覧ください。こちらは、バリケード1か所に対し、使用する方が1世帯の場合になります。したがいまして、どこにバリケードを設置するのかの確認は不要です。また、ご自身のみの意向でバリケードの種類についても選択いただけますことから、バリケードの種類についてご希望を確認させていただきます。こちらで蛇腹式を選択される方が多数となった場合には、解除日には一時的にA型を設置させていただき、徐々に蛇腹式に置き換える場合もあります。パターン2は、1つのバリケードを複数の世帯で使用される場合です。この場合、パターン1と同様に使用するバリケードの場所の確認は不要となるため、調査項目はありませんが、比較的線拠点から離れた場所の方も多いので、関係するバリケードの場所を住宅地図にお示しした資料を添えて、丁寧にご案内させていただきます。パターン3は、線拠点からご自宅までの複数のルートがある方です。先ほど本調査の趣旨として触れさせていただきました円滑に一時立入りが実施できるよう、使用するルートを確

認する調査をさせていただきます。ご負担をおかけしないよう、またお間違いないよう、住宅地図を用いて確認したいと考えております。

4ページを御覧ください。ただいまご説明させていただいたとおりですが、各パターンの送付物、調査項目を示したものとなります。

点・線拠点の解除に伴うバリケードの撤去、設置に関する説明は以上です。

○議長（高橋 実君） 企画課長補佐。

○企画課課長補佐（畠山信也君） それでは、全員協議会資料2-2を御覧ください。今月下旬に第3回の地域の皆様との意見交換会を開催いたします。大きな1番に記載のとおり、8月25日に役場、26日にいわき地区多目的集会施設、27日にビッグパレットふくしまを会場とし、3日間とも午前10時に開会をいたします。

2番は、意見交換会の内容となります。（1）、町や国からの説明といたしまして、①、特定復興再生拠点区域復興再生計画の変更について。こちらは、議会の皆様には既にご報告をしておりますが、点・線拠点の除染の進捗や工程を踏まえまして、拠点の復興再生計画について5月末までを11月末までに延長したことを地域の皆様にもご説明をするものです。②は、点拠点、線拠点及び外縁除染や仮置場原状回復の状況について、先ほどの付議事件1での説明と同じことを環境省に説明していただこうと思っております。③、バリケードの撤去及び設置については、今ほどの住民課説明と同様の説明となります。④、福島復興再生特措法の一部改正及び帰還意向調査につきましては、6月の全員協議会で議会の皆様に説明した内容と、最新の帰還意向調査の状況の説明となります。

以上4つを説明した後に、（2）として質疑形式で地域の皆様との意見交換会を行います。

大きな3番、この意見交換会後の予定となります。9月の全員協議会におきましては、環境省から最新の除染等の状況を説明、町からは意見交換会で出されたご意見のご報告、それから特定帰還居住区域の復興再生計画作成の考え方をお示しできればと思ってございます。また、その後におきましても、隨時各事業の進捗に合わせまして、点拠点、線拠点の避難指示解除につきまして、あるいは特定帰還居住区域の復興再生計画の案などを説明し、議会の皆様からご意見をいただきたいと考えておりますので、よろしくお願ひをいたします。

説明は以上です。よろしくお願ひいたします。

○議長（高橋 実君） 説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。質疑ございませんか。

9番、渡辺三男君。

○9番（渡辺三男君） いよいよ大詰めに来たのかなと思うのですが、点拠点、線拠点、これが完了すれば道路は全て解除するということで、個人宅の入り口とか、それから外れた道路の部分にバリケードをということなのですが、外縁除染で20メートル除染していますよね。宅地と農地に関しては、20メートルにかかる部分はもう50メートルあっても100メートルあってもやるよということで、森林に関しては20メートルで終わりだということで、実際解体除染がそこの部分は進んでいるわけですが、

解除した後の戻ることは多分できないと思うのです、その宅地部分は解除になりませんので。ただ、土地利用計画的な考え方で、例えば資材置場にするとか、そういう部分で使わせてもらうことは可能なのかどうか。

あとは、例えば企業が立地したいという場合には、そういう部分も夜寝泊まりしなければ大丈夫なのかどうか。その辺を2点教えてください。

○議長（高橋 実君） 住民課長。

○住民課長（猪狩 力君） 線拠点解除後の土地利用ということで、資材置場として活用することにつきましては、ご使用が可能だということになります。

それから、もう一点、常時そこでは寝泊まりしないけれども、事業活動としてどうなのかということにつきましては、その事業活動そのものが復興に資するというようなことに該当するのかどうかということになろうかと思うのですが、いずれにしてもその判断については、土地活用という面で活用できるような形になってくるかなと考えてございます。

以上です。

○議長（高橋 実君） 9番、渡辺三男君。

○9番（渡辺三男君） 1点目は分かりました。

あと、2点目に関して、復興に寄与できるかどうかということが一番メインなのかなと思うのですが、それは誰が判断するのか。復興庁が判断するのかな、最終的には。その辺をどういうものならいいよ、こういうものなら駄目だよという明確なものがないと、なかなか分かりづらい部分がありますので、そういうものが出せるのであれば、今日の場でなくてもいいですから、次の機会を捉えて出していただきたい。というのは、結構今回の点と線の除染に関しては、宅地も広いし、膨大な土地があるわけです、除染される部分が。そうなってくると、その管理が今度必要になってくるわけです、除染後の。管理も膨大な土地を年に二、三回草刈りやるというと、すごい出費になるのです。そういう部分で、やっぱり何かに貸したりなどできるようにしておかないと、管理がもう膨大にかさんで、恐らく解体除染前の状況より険しい状況になってしまふのかと思ひますので、その辺をできるだけ土地有効利用できるような考え方で進めていただきたいと。よろしくお願ひいたします。

○議長（高橋 実君） 答弁は誰ですか。

榎口さん。

○内閣府原子力被災者生活支援チーム参事官（榎口 豊君） 除染後の建物というか、土地の有効活用につきまして、例えば仮置場であるとか、事業に資することについては、先ほど住民課長がおっしゃったとおり、復興に資するかどうかで決めていきたいと思っておりますけれども、誰が決定するかということにつきましては、一応町と調整をしながら、内閣府で調整をしながら、事業者の意向に沿いながら決めさせていただきたいと思っております。

以上です。

○議長（高橋 実君） ほかに。

6番、遠藤一善君。

○6番（遠藤一善君） 大きな道路のバリケードではなくて、除染が終わっているところの個人宅のバリケードについてお聞きしたいのですけれども、私、特定復興でちょうどこれと同じように、道路と宅地の境のところに家があって、夜の森の場合にはもっとしっかりしたバリケードだったのですけれども、これから実際に起きてくることは、今9番議員が言ったように草刈りなのです。このバリケードがあることによって、また5時以降は行ってはいけないと、そういうことになると、夏のこんな暑い日に草刈りをしなければいけなくなるのです。通常皆さん、草刈りしたりとかは、朝の早い時間とか、日が長くなれば夕方の涼しい時間とかになるのだと思うのですけれども、道路からずっと離れて見えないところはいいのですけれども、道路の際の家の人は、草がぼうぼうになっているとやっぱりみんな気になるし、ほかからも文句言われるし、そういうことが起きてくる中で、このバリケードの在り方と、帰還困難区域に入つていい時間と駄目な時間、今まで外縁のときもずっとそうですけれども、いろんな規制をかけてきましたが、現実的にそういう経験をずっとしてきた中で、今回小良ヶ浜地区のこの線・点拠点のところで、草の管理を自分でする人、頼む人あろうかと思うのですけれども、そういう管理していく中で、このバリケードのところに入る、入らないというのは、今までのとおりでは管理ができないと思うのですけれども、その点に関してはどう考えていますか。

○議長（高橋 実君） 槵口さん。

○内閣府原子力被災者生活支援チーム参事官（桜口 豊君） 内閣府でございます。今ご指摘のとおり、帰還困難区域の立入りにつきましては時間が設定をされておりまして、当然ながら立ち入る方が戻られたときにきっちとスクリーニングをして、防護措置の観点から必要な場合については除染をするということもありますし、しっかり時間については管理をしているというところでございますけれども、今後、線拠点、点拠点ということもありますので、そこにつきましては住民の方々の利便性も考えまして、しっかり町と相談をしながら、どういう在り方がいいかどうかというところは十分に検討してまいりたいと思っております。

以上です。

○議長（高橋 実君） 師田さん。

○内閣府原子力災害現地対策本部副本部長（師田晃彦君） 今遠藤議員からいただいたご質問のとおり、我々も帰還困難区域の中で住民の方から、今はバリケードで閉鎖されていて非常に不便であるとか、バリケードを取り外してほしいと、自分の家なのに帰りづらいと、こういった自由な立入りをしたいという声も承っているところでございます。このために、一昨年、2021年8月に決定した政府方針においても、拠点区域外の立入り制限の緩和等について十分に地元自治体で協議しながら、柔軟な対応を行うという方針を定めてございます。実際に具体的にどのような形でやっていくかというのはまさに検討中であり、町とも相談をしてまいりますけれども、我々としても実情に応じた柔軟な対策

ができるように今検討しているところでございます。具体的なやり方は、町とも相談してまいりますので、また決まりましたらご報告させていただきたく存じます。

以上です。

○議長（高橋 実君） 住民課長。

○住民課長（猪狩 力君） ご質問いただいた帰還困難区域の中に入域する場合につきましては、帰還困難区域の一時立入り実施基準に基づいて行われるということになっておりますのと、今ほどご回答させていただきましたが、その基準に基づき、また4町会議ということで、富岡のみならずほかの町村との、また内閣府との協議を経て、いろんな基準といいますか、実施について検討するということをこれまでやってまいりましたので、今ほどご回答いただいたような中の協議となると認識しておりますので、よろしくお願ひしたいと思います。

○議長（高橋 実君） 副町長はどっちだ、担当は。

竹原副町長。

○副町長（竹原信也君） まずは、自分の自宅の草の管理とか、そういうところを自由にというご意見もあるかと思います。一方で、一応線・点拠点については解除となりますが、脇の際除染については基本的に解除にならない。ですから、まだ引き受けたわけではないという土地になっております。ただ、その家屋、将来住もうとしてある家屋とか、そこは管理していきたいというのは、それはやはり個人の思いのある家とかですから、当然だと思っております。それをいかに管理しやすくするかというところがポイントだと思っております。それについては、例えばバリケードを今回A型から3種類ほど選ばれるような形になっておりますので、こちらを今度の意見交換会を基に、放射線の防護に対する安全と管理のしやすさ、こちらのご意見を聞きながら、最終的に国へそんな形で要望をしていきたいと思っております。あとは、バリケードを置くことによって防犯、防火、こちらも考えていかなくてはいけないと思っておりますので、その3点をきちんと網羅できるような形で、ベストな形はどれがいいのかというのをご相談していきたいと思っています。それを意見交換会の内容を、また議会とご相談させていただくこととなりますので、またよろしくお願ひいたします。

以上です。

○議長（高橋 実君） 生活環境課長、防犯の分で安全パトロール窓口になっているよね。何かあれば。

生活環境課長。

○生活環境課長（遠藤博生君） ただいま防犯ということでございました。現在も帰還困難区域につきましても、消防団の守り隊、それから警備会社等による見守りを行っておりまして、これにつきましては点・線拠点解除後につきましても引き続き継続をしていきたいという考え方で今進めておるところでございます。

加えまして、当初予算でも防犯についての予算をお認めいただいておりますので、今後意見交換会

でのご意見なども踏まえながら、どのような形でこのような防犯、防火について強化をしていくかということを検討してまいりたいと思っておりますので、よろしくお願ひいたします。

以上です。

○議長（高橋 実君） 6番、遠藤一善君。

○6番（遠藤一善君） 当然住民との意見交換会の中で決めていくというのは当たり前のことなのですけれども、皆さん12年間入れなかつたところで、急に入れるのですよと言って、そこで何が起きるかということを今役場は言っていますけれども、結果、何が起きるかということは分からぬのです、草がどのぐらい生えてくるか。大分注意深くしている人は、今回特定復興の中でどんなことが起きているか分かっているかもしれないのですけれども、いざ自分のところになるとなかなか、特に家とか倉庫とかを残す人、現在100%ではないですよね、家屋の解体申請している人は。そういうところの人が管理をしなければいけない。家はきれいにしておかなければいけない、そういう人たちが非常に苦労していた結果があろうかと思うのです。その中で、私はではぎりぎりまで待ちます。除染しません。壊しません。何もしません。直前にきれいにしてくださいとか、そういう人も若干名はいると思うのです。でも、最終的に自分の土地は自分で草刈りしてくださいと言うわけですから、それがきっとできるようにしておかないと、早くに壊した人のところは、もう次の年草ぼうぼうになってしまいます。もうみんな見ていて分かると思うのです。そういう反省を生かして、あと地域の実情を見て、きっとそういう説明も含めて話をしていくかないと、それを安心に持っていかないと、なかなか進まなくなってしまいます。いつもいつも草刈りに来れる人たちばかりではないのですから。12年というのは、すごく年数がたっている状況なので、その辺をきっと住民側の理解に伴って、それから町でできること、できないことも含めて、バリケードの件はどんな形があるのか、そういうことも含めて、あと、冬の寒いときに草は生えてこないのです。夏の暑いときにしか生えてこないです。その辺も含めて、きっと考えた上で住民説明会に臨んでいただきたいと思うのですけれども、いかがですか。

○議長（高橋 実君） 竹原副町長。

○副町長（竹原信也君） ご意見ありがとうございます。当然そういう形で我々は臨んでいきたいと思っています。ありがとうございます。また、取りあえず際除染、まだ解除になっていないというところもお話しさせていただきながら、今後解除になるのにはまだフォローアップ等々も、線量の確実な低減というのも、宅地とか農地について除染が完了という形にはなっておりませんので、それも踏まえながら、最終的な引渡しのときの状況もこれから国と調整しながら伝えていきたいと思っております。いろいろな形でご理解いただけるような形で進めていきたいと思いますので、ありがとうございます。

○議長（高橋 実君） 高野副町長。

○副町長（高野 剛君） 少し補足をさせていただければと思います。

まず、放射線防護についてですけれども、除染の進捗がまだ線拠点沿線にとどまるというところがございます。ですので、立入り規制というところについては、除染を実施していないところについては引き続き立入り規制が必要という基本の考え方を持ってございます。ですので、ここから先入ってこないでくださいというバリケードについては、放射線防護の観点、あとは防火、防犯の観点から区域を区切るという、そういういった物理的なものは今時点では必要なのだろうと考えてございます。

あと、草刈りの件でありますけれども、地域の意見交換会の中でも非常にこの件についてはお話が出てございます。なかなか住民の皆さんだけでこの草刈りを実施するというのは、非常に難しいという状況もございます。また、帰還困難区域が続いているというところもありますので、住民の皆さんの力だけでなく、例えば東京電力にご協力をいただいておりますような外の力を借りするということも含めまして、地域の草の問題については考えていきたいと考えてございます。

補足は以上でございます。

○議長（高橋 実君） 内閣府では何かありませんか。

環境省のほうではないの。

中村課長。

○環境省福島地方環境事務所環境再生・廃棄物対策部環境再生課課長（中村 祥君） 先ほど遠藤議員からご指摘ありましたとおり、確かに外縁において除染する際に、そういういった草刈りのことですか、その後の管理のご懸念から、解体あるいは除染のタイミングを遅らせてほしいといったご意見いただくこともあります。そういう意味で、実際に解除にすぐにならない外縁除染の箇所については、いつどうやるのかという点は住民の方のお声も聞きながら、あるいは町ともご相談しながら、丁寧にタイミングを含めてご相談させていただいている次第でございます。例えば農地とかに関しては、あくまで拠点の線量低減のために実施している部分、除染ということで今はやってございますので、地力回復とかがまだなされていないような状態で、線量低減までしているような状況でございまして、そういういた箇所については、今後もし解除にという形になる際には改めて地力回復等の措置を実施することになりますので、その場合には当然併せて除染も実施できることにはなってございます。ただ、例えば宅地とかに関しては、そういう意味でなかなか除染、一旦はきちんときれいにはするのですけれども、その後のどうするかというところは、町や内閣府、復興庁ともご相談させていただきながら、いつどうやって除染するか、あるいは解体するかという点、丁寧に対応していきたいと思ってございます。

○議長（高橋 実君） 町で関係する課長、何かありますか。なければ。

6番、遠藤一善君。

○6番（遠藤一善君） 高野副町長の言葉の中に帰還困難区域という言葉が何回も出たのですけれども、11年前に3つのエリアに分けたときには、そのときには大きな全体の線量が帰還困難区域であっても居住制限区域の数値になってきたら、居住制限区域に変えていきましょう。居住制限区域のとこ

ろは、避難指示解除準備区域に変えていきましょう。ただ、いろんな諸般の事情があって、帰還困難区域から直接避難指示解除をするとなっているのは十分理解しているのですけれども、そういう状況の線量の中で、事情と現実は違ってきてるので、ぜひともきちんと自分の土地を管理したい住民がそれを楽にできるような形で、今度のバリケードとか、A型バリケードとか、いろんな含めて、時間のことも含めて考えていただきたい。やっぱりほっておいてもいい住民ときれいにしておかなければいけない住民がいるので、きれいにしていたい人のストレスをなくせるような考え方で進めていただきたい。ぜひにお願いしたいのですけれども。

○議長（高橋 実君） 高野副町長。

○副町長（高野 剛君） 放射線防護をしっかりとすることと、あと持ち主の方の利便性をバランスを取っていくということが非常に重要と考えてございます。ですので、この放射線防護に寄り過ぎて高い壁をつくったりということは、あまり適切ではないと考えてございますので、バリケードについても比較的簡易なものからしっかりとしたものまで、所有者の方のお考えによってしっかりと防犯、入ってきてほしくないという考え方の方から、ある程度見えるようなよけやすいものがよいというお考え方の方から、様々お考え方の方いらっしゃると思いますので、こうしたことをきめ細かにご希望をお伺いしながら進めてまいりたいと考えてございます。

以上でございます。

○議長（高橋 実君） ほかに。

7番、安藤正純君。

○7番（安藤正純君） 帰還困難区域の再生に向けた取組ということなものですから、今後のことについての話を少し願望を交えて話しさせてください。

点拠点、線拠点が解除になります。解除になったということは、そこに土地がある人はもう解体も除染も済んでいるから、使えるのに、本格的な面的な拠点の解除ではないので、あれをやってはならない、これをやってはならないでは何のための解除だか分からなくなってくるので、先ほど9番議員からあったように、住むことはできないよと。ただし、資材置場だったり事務所だったり、そういうものは使ってもいいのではないかと。先ほど師田さんからあったように、国も福島特措法の改正か何かで緩和する方向にあると。それに基づいて、県が福島復興再生計画の改定の今手続中で、町もそれに基づいて今本格的な計画を作成中だということなのですけれども、6号線東側、小良ヶ浜、深谷地区は農地がすごく多いのです。そういうところに例えば企業がこういったので進出したいとか、そういうことがあったときに、まだ帰還困難区域だから、駄目だよと、話をペケにするようなことがないように、除染して、今高野副町長からあったように、放射線防護、これは最もやはり健康に関する問題だから、最も大事な問題なのだけれども、除染して一定の線量まで下がった、といったところは、計画があるものについてはどんどんそれをオーケーして、先ほど言うように富岡の復興に寄与する、資する、それは何かと。どんな工場でも雇用とか、にぎわいとか、富岡の復興に寄与すると

思うのです。そういうことを考えて、除染解体、あとは計画、こういったものがあればどんどんそこは、正式な解除ではなくても、使用していいよという方向で内閣府も検討に入ってもらいたいなと思うのですが、その辺師田さん、どうですか。

○議長（高橋 実君） 師田さん。

○内閣府原子力災害現地対策本部副本部長（師田晃彦君） ありがとうございます。今でも帰還困難区域であっても、本当に震災の復興に必要なものであれば、事業をやっていただくというような選択肢もございました。今議員からございましたとおり、今回新しく制度が大きく変わることを踏まえて、そこら辺の細則なども含めて今検討中でございます。我々としても、まさに12年前からは線量もかなり下がってきていることであるとか、あとはそういった土地をもっと使いたいというご要望があるということをしっかりと受け止めながら、制度の設計を今しているところでございます。もうしばらく検討の時間いただければと思います。よろしくお願ひいたします。

○議長（高橋 実君） 7番、安藤正純君。

○7番（安藤正純君） 今制度の検討ということで、前向きな考えを持っているということで安心はしましたけれども、さらに一步進んで言わせてもらえば、線量を下げて、復興に資する事があれば、その部分だけでももう解除してもいいよと、結局問題がないところから順次もう解除していくよと、そういう一步進んだ考えがあつてもいいのかなと思うのですが、その辺は師田さんはどのように考えますか。

○議長（高橋 実君） 師田さん。

○内閣府原子力災害現地対策本部副本部長（師田晃彦君） ありがとうございます。いろいろなやり方ができるようにしたいとは思ってございますので、いただいたご意見も踏まえてしっかり制度設計してまいります。よろしくお願ひいたします。

○議長（高橋 実君） 7番、安藤正純君。

○7番（安藤正純君） ここで内閣総理大臣が発言しないようなことを師田さんがしゃべるわけにもいかないから、あまり突っ込んでこういった場合どうだということも聞けないかもしれないのですけれども、他町と比べて富岡の残された帰還困難区域、通称白地地区と言われる地域の面積、これはそんなに多くないです。今回線とか点とか、あと外縁とか、そういったものでもかなり解体したり、除染したりで、残るところは、農地なんかはかなり広い面積でありますけれども、その農地なんかも、企業なんかもこういうのをやつたらどうだという話もぼちぼち出ているので、一発でということが難しければ、先ほど言ったような計画があれば、どんどんそこから解除を広めていけるようなやり方を町、県、国が相談しながらやってください。

○議長（高橋 実君） 師田さん。

○内閣府原子力災害現地対策本部副本部長（師田晃彦君） ありがとうございます。まさにご意見を受け止めて、町ともしっかりとご相談をしながら取り組んでまいりたいと思います。よろしくお願ひい

いたします。

○議長（高橋 実君） ほかにありますか。

4番、渡辺正道君。

○4番（渡辺正道君） ありがとうございます。復興政策まで大きな話に内容が行っているところで、私は逆戻りするようなお話で恐縮なのですが、夜の森地区の特定復興拠点が解除になるときにももし同じような話があったら、私の失念というか、記憶が飛んでしまっていたということなのですが、そもそもバリケードを設置するに当たって、除染拒否の方とか連絡先不明の方々に対して、バリケードの設置の有無はどのような対応を考えているのかお聞かせください。

○議長（高橋 実君） 国のほうは誰ですか。

桙口さん。

○内閣府原子力被災者生活支援チーム参事官（桙口 豊君） 今のご指摘に当たりまして、ご不明な方に対するバリケードの設置をどうするかという、そういうお話だと理解いたしましたけれども、町と相談をしながら、ご不明な方に対するバリケードの設置をどうしていくかというところは十分に検討をしていきたいと思ってございます。

以上でございます。

○議長（高橋 実君） 住民課長。

○住民課長（猪狩 力君） ご連絡が取れないという方に対しても、あくまでそこに間違って入るようなことがないような、例えばその方のお宅の土地までは入れないものの、手前でローピングしたり、またはこの地域のことについての案内看板を立てるような、そういった考え方を持っていろいろと検討してまいりたいと考えてございます。

以上です。

○議長（高橋 実君） 4番、渡辺正道君。

○4番（渡辺正道君） 連絡先不明の方に対するバリケードの設置の方法は、今の住民課長のお話で分かりました。

この話もまた特定復興再生拠点区域のときにあったかな。除染拒否の方に対するバリケードの設置の対応、もしくは以前からこういう形で変わってきて、以前というのは特定復興拠点が解除するときの対応から、今回はこういう対応を考えていますとか、何らかの新しい方策があったら教えてください。

○議長（高橋 実君） 桙口さん。

○内閣府原子力被災者生活支援チーム参事官（桙口 豊君） 今のご指摘に対して、拒否される方への対応ということでございまして、前から問題となっているかと思ってございますけれども、今の時点ではこうしたいという、そういうようなこうすべきではないかという解決方法についてはなかなか提示できないので、そこは引き続きどういう解決方法があるかどうかにつきましては、町と一緒にな

りまして検討していきたいと思ってございます。

以上でございます。

○議長（高橋 実君） 住民課長、あれば。

住民課長。

○住民課長（猪狩 力君） 除染を拒否されるということで、例えば先ほどのバリケード設置も拒否するというような場面と違いはあるかとは思うのですけれども、そこはいずれにしても立ち入ってしまわないような考え方を、ほかの方が見てとれるような対策ということに尽きるのかなと。今現時点での何ができるかというと、そのような考え方にならざるを得ないのかなと考えてございます。

以上です。

○議長（高橋 実君） 4番、渡辺正道君。

○4番（渡辺正道君） 過去に遡及して、特定復興再生拠点区域の夜の森地区を解除するときは、除染を拒否した人たちのバリケードの設置とかはどういう対応をしていたのか、僕記憶が定かではないのですが、もし課長が答弁できるのであれば、その辺の対応をもう一度教えてください。

○議長（高橋 実君） 竹原副町長。

○副町長（竹原信也君） 特定復興再生拠点のところのバリケード、除染拒否等についてでございますが、本来であれば、線量が高ければ除染していないところに入れないように、それは当然個人の宅地ですから、その方が拒否しているのであれば入らないのだろうと思いますが、間違って入ることも考えられるのであれば、当然そこにトラロープなりなんなりで仕切っておかなくてはいけないとは思っておりました。でも、そちらは行われていないのが現実でございます。というのは、周りの線量等を測っておりましたので、国でいう年間20mSv、これを町はよしとしておりません。町は、あくまでも年間1mSvを目指しているところでございますので、そういう線量を見ながら、本来であれば、高いところであればきっちとそういう立入りを規制できるような形にしておかなくてはいけないと思っておりました。そちら実際には行っておりません。申し訳ないのですけれども、そちらについては今後また検討していきたいと思います。

以上です。

○議長（高橋 実君） 納得いかないならまだいいよ。

4番、渡辺正道君。

○4番（渡辺正道君） ありがとうございます。先ほどからバリケードの設置目的が、国の説明では放射線防護、放射線防護というお話何度かあって、補足的に副町長から防犯上とか防火上の目的というのが追加で説明されていましたが、除染拒否とか、その人たちの考えがあつてやっていることですから、その人たちを責めることはできないのですが、一番やらなくてはいけないのは、放射線防護なのではないですかと私は思います。それで、特定復興再生拠点区域、夜の森地区が解除されるに当たって、そのまま結局対応できなかった問題が今回の小良ヶ浜地区にも同じように引継ぎの対応という

か、無策というのも言葉は変ですけれども、の状況が続いているということは、実際声高に放射線防護どうのこうのって言っても、肝腎のところが何か所か抜け落ちているような気がするのですが、その辺はきっちと対応してほしいのですが、これで質問はやめますから、きっちとしたお答えを1回だけお願いします。

○議長（高橋 実君） 椋口さん。

○内閣府原子力被災者生活支援チーム参事官（椋口 豊君） 今のご指摘、ごもっともだと考えておりますので、しっかり対応はさせていただきたいと思っております。検討させていただきます。

以上です。

○議長（高橋 実君） ほかにありますか。

9番、渡辺三男君。

○9番（渡辺三男君） 放射線防護という言葉が随分出ていますので、一言言わせてもらいます。放射線防護を言うのであれば、解除すべきではないです。道路も何も解除すべきではないです。今までその地区一括で解除をしてきた経緯、今回復興拠点整備ということで、夜の森地区一括で解除しました。小良ヶ浜、深谷地区も本来であればそうすべきなのです。それがやっぱり国の方針が、白地地区なんて勝手につくって、白地地区はやりませんよ、意向があればそれはやってくれますくらいの話ですよね。だから、放射線防護を言うのであれば解除すべきではないって、これが私の考えです。ただ、高野副町長がさっきも言ったように、放射線防護だけを考えていけば、片手落ちの部分も出てくると。実際帰りたいという人もいるし、早く解除して土地も利用したいという人もいるし、いろいろ難しいことがあろうかと思います。そういう部分で私も、まず道路解除されれば、今度は外縁除染やった部分が解除されるようになってくると。でも、国の方針でも大きくまた変わってきていますので、白地地区も取りあえず帰る人、土地を利用する人、これは除染しますよ、解体しますよと。その後で、最終的に全地域の除染ってなっていくのだと思います。富岡町は、全域除染と言っていますから。だから、町としては、私もそうですけれども、大きくもう後退せざるを得なくて後退しているのです。それも解除してほしい人がいる、道路を通させてほしい人がいる。実際この道路を解除しても、大熊に抜けていけないのです。意味ないです。どっちにしたって入り口ではバリケードがあって、通行許可証で入っていくわけですから、何の意味もないのです。だから、放射線防護を言うのであれば、解除しないでください。解除するのであれば、放射線防護なんてそんな難しいこと言わないで、除染していない部分には入れませんよと、入らせませんよと、その程度にとどめてもらわないと私は不満です、これは。でしょう。何の意味もない道路を解除して、意味あるのですか。私は、道路を解除したって何の意味もないと思っていますから、意味があるかどうかお聞かせください。

○議長（高橋 実君） 師田さん。

○内閣府原子力災害現地対策本部副本部長（師田晃彦君） まず、そういう意味では、全域の解除に向けて道筋がまず示せていない点についておわびを申し上げます。我々、そういう意味では町のご期

待に沿えていないというお叱りをいただきながらも、まずは復興拠点という制度をつくり、夜の森の解除をさせていただき、それから今回特定復興再生拠点区域の制度に基づく線拠点の除染をして、解除していくというやり方を今追求させていただいているところでございます。それから、それ以外の地区につきましても、これもまだ戻りたい人がいる、戻りたい人だけかというお叱りは受けながらも、まずは一歩進めるということで今回制度をつくらせていただいて、戻りたい方及びその生活環境についての除染をして解除していく道筋というのを制度としてご用意すべく、今細則も含めて準備をしているという状況でございます。この制度をどのように活用していくのがよいかにつきましては、まさに町側のご意向をしっかりと受け止めながら取り組んでいくことが大事だと思ってございます。まさに一歩一歩進ませていただきたいと思ってございますので、ご理解いただけるとありがたいです。よろしくお願ひいたします。

○議長（高橋 実君） 9番、渡辺三男君。

○9番（渡辺三男君） 今の現状を踏まえれば、一歩一歩進むためにはこの方法しかないのかなと思って、私もいろいろ不満はありますが、我慢はしているのです。帰還困難区域、小良ヶ浜、深谷地区の区民は、もう一日も早く解除していただきたいというのが思ひですので、それが一回に100解除できるか、1ずつ進んで解除できるかは、国の方針もあろうかと思いますので、十分理解しておりますから、まず町、区民に寄り添った形で解除を目指して、一日も早い復興をよろしくお願ひいたしたいと思います。お願ひしておきます。

○議長（高橋 実君） お願ひでいいですね。

○9番（渡辺三男君） はい。

○議長（高橋 実君） ほかにありますか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（高橋 実君） 議長の勝手で、特別に教育長、何かあれば質問してくれて構わない。あれば。

○教育長（岩崎秀一君） いいです。特別ございません。

○議長（高橋 実君） 言うときは言ったほうがいいのだからね。

これをもって質疑を終了いたします。

以上をもちまして、付議事件2、帰還困難区域の再生に向けた取組についてを終わります。

ここで、内閣府、復興庁、環境省の皆さんにはご退席をお願いします。

暫時休議します。

休 議 (午前11時14分)

再 開 (午前11時16分)

○議長（高橋 実君） 再開します。

次に、その他に入ります。執行部から何かございますか。

〔「ありません」と言う人あり〕

○議長（高橋 実君） 議員からは何かありますか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（高橋 実君） なければ、以上をもちまして富岡町議会全員協議会を閉会とします。

閉会 （午前11時16分）